

第1条 (定義)

本契約条項において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「機器」とは、注文書に記載する機械装置および器具類を意味します。
- (2) 「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載されたコンピューター・プログラムのうち、第4号で定める「支援業務」の対象となる乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (3) 「対象製品」とは、「機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。
- (4) 「支援業務」とは、注文書で特定される乙が甲に提供する役務を意味します。
- (5) 「条件書」とは、「支援業務」の内容を記載した書面を意味します。
- (6) 「設置場所」とは、注文書に記載する「対象製品」の日本国内における使用場所を意味します。

第2条 (本契約の適用)

本契約の規定は、「条件書」で追加・変更等を行うことができるものとします。この場合、当該「条件書」の対象となる「対象製品」および「支援業務」においてのみ当該追加・変更等が優先的に適用されるものとします。

第3条 (支援業務)

1. 乙は、「支援業務」を「条件書」および注文書に定める条件で甲に提供します。
2. 「支援業務」に対する料金(以下「保守サービス料金」という)は、注文書記載のとおりとします。

第4条 (提供条件)

乙が「支援業務」を提供する条件は次のとおりとし、「支援業務」の契約条件に応じて、乙の判断により甲に提供するものとします。

- (1) 乙が「支援業務」を甲に提供する時間帯は、乙の営業日(土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始12月30日から翌年1月3日までを除く)における乙所定の営業時間内(9:00から17:30まで)とします。ただし、甲が乙所定の定時外保守付加サービスを選択した場合、「支援業務」の提供時間帯は、別途定めるとおりとします。
- (2) 乙が技術者を派遣して「支援業務」を提供する場合、乙の指定するサービス拠点から100km以上離れている場所において「支援業務」を提供するとき、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払うものとします。
- (3) 甲は、別途乙が提示する書式で、本契約開始時の「対象製品」の構成等を乙に通知するものとします。
- (4) 甲が「対象製品」の構成を追加する等、前項にもとづき乙に通知した内容を変更する場合、甲は事前に乙に通知するものとします。
- (5) 甲は、乙所定の適切な設置環境を確保し、乙が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。
- (6) 甲は、「対象製品」を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとします。
- (7) 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は「支援業務」の提供義務を免れるものとします。
 - ① 「対象製品」所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または「対象製品」所定の設置使用環境以外での使用に起因する「支援業務」
 - ② 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する「支援業務」
 - ③ 「対象製品」以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター・プログラムの稼動に障害を与えるコンピューター・ウイルス等を含む)に起因する「支援業務」
 - ④ 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する「支援業務」
 - ⑤ 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
 - ⑥ 乙への事前連絡なしに「対象製品」を追加、変更していた場合の「支援業務」
 - ⑦ 機械装置のオーバーホールならびにコンピューター・プログラムおよびデータのバックアップ作業

第5条 (有償作業)

甲が「支援業務」以外の業務を乙に依頼し当該依頼業務を実施可能と乙が判断する場合、乙は乙所定の料金を当該依頼業務を行うものとします。

第6条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は注文書記載のとおりとします。
2. 甲は、本契約期間中といえども、乙に対して2ヵ月前までに書面で通知することにより本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

第7条 (保守サービス料金等の計算)

1. 「保守サービス料金」は、注文書に記載する契約開始日から計算します。
2. 「保守サービス料金」は、注文書記載のとおりとします。

第8条 (料金改定)

本契約締結後の著しい経済変動、その他「支援業務」の提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、乙は、料金改定日の2ヵ月前までに書面で甲に通知することにより、「保守サービス料金」を改定することができるものとします。ただし、料金改定が甲に不利とならない場合、乙は、料金改定日の前日までに書面で甲に通知することにより当該料金を改定することができるものとします。

第9条 (料金等の支払)

1. 甲は、「保守サービス料金」ならびに消費税および地方消費税相当額(以下総称して「料金等」という)を乙からの請求書受領後15日以内に、全額現金で乙に支払います。
2. 甲が「料金等」の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第10条 (設置場所)

甲が「設置場所」を変更する場合、甲は事前に乙の承諾を得るものとします。

第 11 条（機密保持）

甲および乙は、本契約にもとつき知り得た相手方の業務上の秘密を、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。

- (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
- (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
- (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報

第 12 条（期限の利益の喪失・解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、即時履行する義務を負うものとします。
 - (1) 本契約条項のいずれかの義務に違反したとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生手続の申立または公租公課の滞納処分のいずれかの事由が生じたとき
 - (3) 手形または小切手の不渡り等、信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は通知のみで、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第 13 条（契約終了時の措置）

本契約の全部または一部が終了した場合、乙は、甲から既に受領した「保守サービス料金」について当該料金の対象期間の未経過日数に応じて日割計算した額（既に受領した消費税および地方消費税相当額を含む）を甲に返還するものとします。ただし、甲が乙に対して他の債務を負っている場合、乙はただちに甲に返還する「保守サービス料金」と当該債務を相殺できるものとします。

第 14 条（損害賠償）

「支援業務」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

第 15 条（その他）

1. 甲が乙の事前の文書による承諾を得ないで本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または賃貸したときには、本契約は終了するものとします。
2. 乙は、第 3 条に定める「支援業務」の全部または一部を第三者に委託できるとともに、当該第三者の行為について自己の行為と同じ責任を負うものとします。
3. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
4. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
5. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
6. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
7. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
8. 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
9. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、信義にもとつき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上